

令和4年1月19日

第39回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加し、その実施期間を1月21日から2月13日までとすること等が決定されました。
- 国内でのデルタ株からオミクロン株への置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、改めてその実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すことを再度指示します。
- 特に、まん延防止等重点措置区域では、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等において、都道府県をまたぐ移動時などの感染拡大防止に資する呼びかけを実施してください。
- また、観光に関しては、県民割支援の停止対象として、まん延防止等重点措置区域を目的地とする旅行を加える等のルールを追加することとします。都道府県としっかりと連携し、旅行者や事業者の皆さまに混乱が生じないように、適切に対応してください。

- 改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにして、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 私からは以上です。